



## 行方不明組合員の出資金の 取り扱いについて

### Question

組合員Aは、加入後、活発に組合事業を利用していましたが、2年前から突然連絡がつかなくなり、行方不明の状態となっています。

組合としては、今後Aの出資金を整理したいと考えておりますが、どのような処理を行うことが必要でしょうか？

なお、本組合は3月末決算であり、組合員Aは組合に対しての負債はありません。

### Answer

出資金を整理するには、当該組合員が組合を脱退することが前提となります。

ご照会の場合の行方不明組合員については、①資格喪失による脱退、または②総会の議決による除名の方法が考えられます。

①の資格喪失による脱退とは、定款に定める組合員資格に合致しなくなった時点で脱退との取り扱いになります。

具体的事情が不明で判断しかねる点がありますが、組合員Aが行方不明になったと同時に事業を廃止しているのであれば、資格喪失として処理することが可能であると考えられます。

この場合、組合員Aは組合員資格を喪失したことを理事会において確認した旨を議事録に記録するとともに、組合員Aに対して内容証明郵便をもって、組合員資格喪失により組合員Aは脱退となるため、持分払戻請求権が発生した旨の通知を行うことが適当です。

②の除名は総会の決議を要し、この場合除名しようとする組合員に対する通知、弁明の機会の付与等の手続が必要です。組合員に対する通知は組合員の届出住所にすればよく、この通知は通常到達すべきであったときに到達したものとみなされます。

弁明の機会の付与については、その組合員が総会に出席せず弁明を行わない場合は、その組合員は弁明の権利を放棄したものとみなされ、除名決議の効力を妨げるものではないと解されます。

なお、除名決議を行う総会開催にあたって、組合は組合員Aに対して(1)総会会日の10日前までに(2)除名する旨、(3)除名の理由、(4)総会において弁明すべき旨を通知し、(5)除名の決議は特別議決にて決めます。

総会で除名が決議された場合は、組合員Aに除名された旨を通知しなければ、対抗できなくなるため、資格喪失の場合と同様に内容証明郵便による通知をするのが適当です。

以上の①または②の手続きにより、組合員Aは組合を脱退することになるため、持分払戻請求権が発生しますが、その請求権は2年間で時効により消滅するので、時効まで未払持分として処理しておき、時効成立をまってこれを雑収入又は債務免除益に振替えるのが適当です。組合の定款においては、除名されたものの持分は半分とすると規定している場合もありますので、注意が必要が必要です。

何か不明な点があれば、お気軽に中央会までお尋ねください。